

昭和二十八年法律第十四号
麻薬及び向精神薬取締法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 麻薬に関する取締り（第二節 免許（第三条～第十二条）、第三節 禁止及び制限（第十二条～第二十九条））
第二節 免許（第三条～第十二条）	第三節 禁止及び制限（第十二条～第二十九条）
第三章 向精神薬に関する取締り（第七条～第四十九条）	第三章 向精神薬に関する取締り（第七条～第四十九条）
第一節 取扱い（第三十条～第三十六条）	第一節 取扱い（第三十条～第三十六条）
第二節 禁止及び制限（第五十条の八～第五十条の十七）	第二節 禁止及び制限（第五十条の十九～第五十条の十八）
第三節 取扱い（第五十条の十九～第五十条の二十二）	第三節 取扱い（第五十条の二十一～第五十条の二十二）
第四節 業務に関する記録及び届出（第五十一条～第五十三条）	第四節 業務に関する記録及び届出（第五十一条～第五十三条）
第五節 雜則（第五十条の二十五～第五十条の二十六）	第五節 雜則（第五十条の二十三～第五十条の二十四）
第六章 麻薬中毒者に対する措置等（第五十八条～第五十九条の三十八～第五十九条の三十九）	第六章 麻薬中毒者に対する措置等（第五十八条～第五十九条の三十八～第五十九条の三十九）
第七章 罰則（第六十四条～第七十六条）	第七章 罰則（第六十四条～第七十六条）
附則	附則

第一章 総則（目的）	第二章 麻薬取扱者（家庭麻薬、別表第一～第七十八条号イ）、五、家庭麻薬（別表第一～第七十八条号イ）、六、向精神薬（別表第三）、七、麻薬向精神薬原料（別表第二～第四）、四、麻薬原料植物（別表第二～第四）、三、向精神薬（別表第三）、二、麻薬（別表第三）、一、向精神薬（別表第三）、（以上同じ）、（以下同じ）。
第一条 この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。（定義等）	第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一、麻薬 別表第一に掲げる物及び大麻をい
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一、麻薬 別表第一に掲げる物及び大麻をい	三、向精神薬（別表第一～第三十六条）、四、麻薬原料植物（別表第二～第四）、五、家庭麻薬（別表第一～第七十八条号イ）、六、向精神薬（別表第三）、七、麻薬向精神薬原料（別表第二～第四）、八、麻薬取扱者（家庭麻薬、別表第一～第七十八条号イ）、九、麻薬営業者（別表第一～第七十八条号イ）、十、麻薬輸入業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十一、麻薬輸出業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十二、麻薬製造業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十三、麻薬製剤業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十四、家庭麻薬製造業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十五、麻薬元卸売業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十六、麻薬卸売業者（都道府県知事の免許を受けた者）、十七、麻薬小売業者（都道府県知事の免許を受けた者）、十八、麻薬診療施設（都道府県知事の登録を受けた者）、十九、麻薬研究者（都道府県知事の免許を受けた者）、二十、麻薬治療施設（都道府県知事の登録を受けた者）、二十一、麻薬業務所（都道府県知事の登録を受けた者）、二十二、向精神薬輸入業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、二十三、向精神薬輸出業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、二十四、向精神薬営業者（病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者）、二十五、向精神薬中毒者（麻薬中毒の状態にある者）、二十六、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者）、二十七、向精神薬営業者（病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者）、二十八、向精神薬輸入業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、二十九、向精神薬輸出業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、三十、向精神薬営業者（病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者）、三十一、向精神薬（別表第一～第三十六条）、三十二、向精神薬（別表第一～第三十六条）、三十三、向精神薬（別表第一～第三十六条）、三十四、向精神薬試験研究施設設置者（学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設（以下「向精神薬試験研究施設」という。）の設置者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう）、三十五、向精神薬営業所（麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者及び麻薬等原料卸小売業者をいう）、三十六、向精神薬等原料営業者（麻薬等原料営業者が業料を輸入することを業とする者をいう）。

第一項に規定する大麻をいう。	二、あへん あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへんをいう。
（以下「麻薬処方箋」という。）により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。	三、けしがら あへん法に規定するけしがらをいう。
（以下「麻薬施用者」）とある者は、都道府県知事の免許を受けた者をいう。	四、麻薬原料植物 別表第二に掲げる植物をいう。
（以下「家庭麻薬」）とある者は、別表第一第七十八条号イに規定する物をいう。	五、家庭麻薬 別表第一第七十八条号イに規定する物をいう。
（以下「向精神薬」）とある者は、別表第三に掲げる物をいう。	六、向精神薬 別表第三に掲げる物をいう。
（以下「麻薬向精神薬原料」）とある者は、別表第四に掲げる物をいう。	七、麻薬向精神薬原料 別表第四に掲げる物をいう。
（以下「向精神薬製造剤業者」）とある者は、麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、家庭麻薬製造業者、麻薬小売業者、麻薬卸売業者、麻薬管理業者及び麻薬研究業者をいう。	八、麻薬取扱者 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、家庭麻薬製造業者、麻薬小売業者、麻薬卸売業者、麻薬管理業者及び麻薬研究業者をいう。
（以下「向精神薬輸入業者」）とある者は、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。	九、麻薬営業者 麻薬施用者、麻薬管理業者及び麻薬研究業者をいう。
（以下「向精神薬輸出業者」）とある者は、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。	十、麻薬輸入業者 厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬営業者」）とある者は、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者をいう。	十一、麻薬輸出業者 厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬中毒者」）とある者は、麻薬中毒の状態にある者をいう。	十二、麻薬製造業者 厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	十三、麻薬製剤業者 厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	十四、家庭麻薬製造業者 厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	十五、麻薬元卸売業者 厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	十六、麻薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	十七、麻薬小売業者 都道府県知事の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	十八、麻薬施用者 都道府県知事の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	十九、麻薬管理業者 都道府県知事の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十、麻薬研究業者 都道府県知事の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十一、麻薬業務所 麻薬取扱者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、製造所、販賣所、薬局、病院、診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。以下同じ。）、飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第一項に規定する診療施設をいい、同法第七条第一項に規定する往診診療者等の住所を含む。以下同じ。）及び研究施設をいい。ただし、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（以下「病院等」という。）又は研究施設で診療又は研究に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者については、主として診療又は研究に従事する病院等又は研究施設のみを麻薬業務所とする。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十二、向精神薬診療施設 麻薬施用者が診療に從事する病院等をいい。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十三、向精神薬研究施設 麻薬研究者が研究に從事する研究施設をいい。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十四、向精神薬中毒 麻薬又はあへんの慢性中毒をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十五、向精神薬中毒者 麻薬中毒の状態にある者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十六、向精神薬取扱者 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者をいう。

（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十七、向精神薬営業者 病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十八、向精神薬輸入業者 厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	二十九、向精神薬輸出業者 厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	三十、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	三十一、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	三十二、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	三十三、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	三十四、向精神薬試験研究施設設置者 学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設（以下「向精神薬試験研究施設」という。）の設置者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	三十五、向精神薬営業所 向精神薬営業者が業務上向精神薬を取り扱う店舗、製造所、販賣所及び薬局をいう。
（以下「向精神薬（別表第一～第三十六条）」）とある者は、向精神薬（別表第一～第三十六条）を含む。	三十六、向精神薬等原料営業者 麻薬等原料営業者が業料を輸入することを業とする者をいう。

六 大麻草研究栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第六項に規定する目的のために所持する大麻を大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

二 前項ただし書（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、施用のため交付される麻薬が第二十七条第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものである

（麻薬小売業者の譲渡し）	大臣	二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働 一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事
第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方箋を所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該麻薬処方箋により調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。		

4 一項の規定による診察を行つため、N-アリルノルモルヒネ、その塩類及びこれらを含有する麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

麻薬使用者は、前項の規定にかかるらず、麻薬又はあへんの中毒者の中毒症状を緩和するため、その他その中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。ただ

的のために大麻を所持する場合
前項ただし書（第一号及び第二号に係る部分
に限る。）の規定は、麻薬施用者から交付され
た麻薬又は麻薬処方箋が前条第三項又は第四項
の規定に違反して交付されたものであるとき
は、適用しない。

家庭麻薬製造業者は、コデイン、ジヒドロコ
デイン及びこれらの塩類以外の麻薬を所持して
はならない。

五 り渡す場合
第二種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第五項に規定する医薬品の原料として使用する大麻（同法第十七条第一項において準用する同法第十二条の四第一項の許可を受けた第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たもの）を含む。第二十八条第一項第四号において「医薬品原料大麻」という。)を他の第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻薬を麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

9
v

12 10 9
の所在地の都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、
者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び
麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡
してはならない。

前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受け
て譲り渡す場合には、適用しない。

11 三項又は第四項の規定に違反して交付されたも
のを除く。)を所持する者以外の者に麻薬を譲
り渡してはならない。

前項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定める者の許可を受けて譲
り渡すときは、適用しない。

二 一 麻薬研究者が、研究のため施用する場合
二 麻薬使用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻薬を施用する場合
三 麻薬小売業者から麻薬処方箋により調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

前項ただし書の規定は、麻薬使用者から交付された麻薬又は麻薬処方箋が次項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

麻薬使用者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。ただし、精神保健指定医が、第五十八条の六第六条

二　麻薬使用者から施用のため麻薬の交付を受ける場合
　　又は、又は麻薬小売業者から麻薬処方箋により
　　調剤された麻薬を譲り受けた者が死亡した場合
　　において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する麻薬を所持するとき。

三　第一種大麻草採取栽培者が、製品原材料大麻又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

四　第二種大麻草採取栽培者が、医薬品原料大麻又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

五　大麻草研究栽培者が、大麻草を研究する目

調剤された麻薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。

四 第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項に規定する製品の原材料として使用する大麻（同法第十二条の四第一項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含む。第二十八条第一項第三号において「製品原材料大麻」という。）を他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、大麻草製造販売業者又は未審査品販賣者に譲り渡すとき。

ほか、麻薬を譲り渡してはならない。

5 麻薬製造業者は、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、
者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸
売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。
い。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジレ
ドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合
は、この限りでない。

6 麻薬製剤業者は、麻薬輸出業者、麻薬製剤業者、
者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者
に麻薬を譲り渡してはならない。

7 家庭麻薬製造業者は、麻薬を譲り渡してはな
らない。

8 麻薬元卸売業者は、麻薬元卸売業者及び麻薬
卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

するときは、当該処方箋に、患者の氏名（患者）にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称、麻薬の品名、分量、用法用量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしてなければならない。

（所持）

第二十八条 麻薬取扱者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一、麻薬使用者から施用のため麻薬の交付をを受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方箋により受けた者は、この限りでない。

二 麻薬診療施設の開設者が施用のため交付される麻薬を譲り渡す場合

三 麻薬使用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬处方箋により調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する必要がなくなつた場合において、その麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。

一 麻薬使用者から施用のため交付を受

第二十六條 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者でなければ、麻薬を譲り受けなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一 麻薬施用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受ける場合

し、第五十八条の八第一項の規定に基づく厚生省労働省令で定める病院において診療に従事する麻薬使用者が、同条の規定により当該病院に入院している者について、六一ジメチルアミノ一四・四一ジフェニル一三一ヘプタノン、その塩類及びこれらを含有する麻薬その他の政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

何人も、第一項、第三項又は前項の規定により禁止される麻薬の施用を受けではならない。

一
深澤の著書、画用の二冊

又廿九日丙子同弟第三項吉

箋受計

六、第一回の第二項の規定二五〇一、二五三

(廃棄)

第二十九条 麻薬を廃棄しようとする者（大麻を廃棄しようとする大麻草栽培者を除く。）は、廃棄する麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。（広告）

第二十九条の二 麻薬に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学发展する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

第三節 取扱い

(証紙による封かん)

第三十条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、その輸入し、製造し、又は製剤し、若しくは小分けした麻薬を譲り渡すときは、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙による封を施さなければならぬ。

第三十一条 麻薬営業者は、第一項の規定により封が施されているまま、麻薬を交付し、又は麻薬を譲り渡してはならない。

第三十二条 麻薬輸入業者又は麻薬小売業者は、第一項の規定により封が施されているままでなければ、麻薬を譲り渡してはならない。

第三十三条 麻薬施用者は又は麻薬小売業者は、第一項の規定により封が施されているまま、麻薬を交付し、又は麻薬を譲り渡してはならない。

第三十四条 前項の規定は、第二十四条第十項又は第二項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。

第三十五条 容器及び被包の記載

第三十六条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「（麻）」の記号及び次に掲げる事項が記載されていなければならない。

一 輸入、製造、製剤又は小分けの年月日

二 成分たる麻薬の品名及び分量又は含量

三 その他厚生労働省令で定める事項

（譲受証及び譲渡証）

第三十七条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「（麻）」の記号及び次に掲げる事項が記載されていなければならない。

一 輸入、製造、製剤又は小分けの年月日

二 成分たる麻薬の品名及び分量又は含量

三 その他厚生労働省令で定める事項

等一」という。は、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならず、かつ、麻薬を交付するときは、同時に厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。ただし、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

第三十八条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。

等一」という。は、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならず、かつ、麻薬を交付するときは、同時に厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。ただし、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

第三十五条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに当該麻薬の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者あつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者あつては都道府県知事に届け出なければならない。

（事故及び廃棄の届出）

第三十五条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに当該麻薬の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者あつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者あつては都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条 麻薬営業者は、第一項の届出を受けた日から二年間、保存しなければならない。

（免許が失効した場合等の措置）

第三十七条 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、三十日以内に、当該麻薬の品名及び数量その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十八条 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときには、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

（前項の管理）

第三十九条 二人以上の麻薬施用者が診療に従事する場合において、引き続きその者が麻薬を置かなければならぬ。但し、その開設者が麻薬診療施設及び麻薬研究施設における麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

第四十条 麻薬診療施設の開設者は、麻薬研究施設が麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設でなくなつたとき（麻薬営業者の免許が効力を失い、又は麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設が麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設を失つた場合において、引き続きその者が麻薬営業者となつたときを除く。）は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者あつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に届け出なければならない。

（帳簿）

第三十一条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、麻薬業務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、麻薬若しくは家庭麻薬の製造若しくは麻薬の製剤のために使用し、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二 輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

第三十二条 前項の規定により届け出なければならない者は、麻薬営業者は、前項の規定により麻薬管理者のいない麻薬診療施設において、麻薬施用者とする。以下この節及び次節において同じ。又は麻薬研究者は、当該麻薬診療施設又は当該麻薬研究施設において、麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者とする。以下この節においては、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければならない。

第三十三条 前項の規定により届け出なければならない者は、麻薬研究施設の設置者にあつては都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければならない。

第三十四条 麻薬診療施設の開設者は又は麻薬研究施設の設置者（同項の麻薬がジアセチルモルヒネ等である場合には、麻薬研究施設の設置者に限る。）に譲り渡す場合（麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者があつては、当該失効した免許に係る麻薬業者）に

務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る。）に限り、その譲渡し及び譲受けについては、第十二条第一項、第二十四条第一項及び第二十六条第三項の規定を適用せず、また、これらの者の前項の麻薬の所持については、同期間に限り、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定を適用しない。

二項各号」と、同条第五項中「第三項」とあるのは、「第五十条の十二第三項において準用する第十八条第二項から第六項まで及び第十九条の規定は、第二項の許可を受けて第二種向精神薬業者又は第五十条の十一第三号若しくは第四号に掲げる者」と、同条第六項及び第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「向精神薬輸出業者」と読み替えるものとする。

第十八条第二項から第六項まで及び第十九条の規定は、第二項の許可を受けて第二種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書」と、「麻薬」とあるのは「第二種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第四項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第四項中「第一項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第四項において準用する第十八条第二項各号」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第三項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第二種向精神薬」と読み替えるものとする。

第十八条第二項から第五項まで及び第十九条の規定は、第二項の許可を受けて第三種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書」と、「麻薬」とあるのは「第三種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第三項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第五項において準用する第十八条第二項各号」と、「第一項」と、同条第四項中「第一項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第三号又は第四号に掲げる者」と、「輸出許可證明書」とあるのは「輸出許可書」であるのは、「第五十条の十二第五項において準用する第十八条第二項各号」と、「第一項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第三項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第五項において準用する第十八条第二項各号」と、「第一項」と、「第二項各号」と、「前項」とあるのは、「第五十条の十二第三号又は第四号に掲げる者」と、「輸出許可證明書」とあるのは「輸出許可書」である。

（特定地域の輸出の特例）

と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第五十条の十一第五項において準用する第十八条第三項」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と、第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「第五十条の十一第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第三種向精神薬」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と読み替えるものとする。

(特定地域の輸出の特例)
第五十条の十三 向精神薬輸出業者は、政令で定める地域（以下この条及び次条において「特定地域」という。）を仕向地として、政令で定める向精神薬（以下この条及び次条において「特定向精神薬」という。）のうち第二種向精神薬であるものの（次項において「特定第二種向精神薬」という。）又は特定向精神薬のうち第三種向精神薬であるもの（第三項において「特定第三種向精神薬」という。）を輸出しようとするときは、その都度厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
2 第十八条第二項から第六項まで及び第十九条の規定は、前項の許可を受けて特定地域を仕向地として特定第二種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書を」と、「麻薬」とあるのは「特定第二種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十三第二項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「第二項各号」とあるのは「第五十条の十三第二項」において準用する第十八条第二項各号」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第五十条の十三第二項において準用する第十八条第三項」と、同条第六項及び第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「向精神薬輸出業者」と、「麻薬」とあるのは「特定第二種向精神薬」と読み替えるものとする。

第十八条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の十三第一項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可證明書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書を」と、「麻薬」とあるのは「特定第三種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十三第三項において準用する第五十条の十三第三項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「第二項各号」とあるのは「第五十条の十三第三項において準用する第十八条第二項各号」と、「輸出許可書及び輸出許可證明書」とあるのは「輸出許可書」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第五十条の十三第三項において準用する第十八条第三項」と、「輸出許可書及び輸出許可證明書」とあるのは「輸出許可書」と、「輸出許可書」と読み替えるものとする。」
 第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「向精神薬輸出業者」と、「麻薬」とあるのは「特定第三種向精神薬」と、「輸出許可書及び輸出許可證明書」とあるのは「輸出許可書」と、第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「向精神薬輸出業者」と、「輸出許可書」と読み替えるものとする。
 厚生労働大臣は、特定地域を仕向地とする特定向精神薬の輸出に係る第一項又は前条第一項若しくは第二項の許可をしたときは、それぞれ第二項若しくは第三項又は前条第三項から第五項までにおいて準用する第十八条第四項に規定する書類のほか、相手国の作成した特別輸入許可書を交付する。
 向精神薬輸出業者は第五十条の十一第三号若しくは第四号に掲げる者は、特定地域を仕向地として特定向精神薬を輸出するときは、その特定向精神薬にそれぞれ第二項又は前条第三項若しくは第四項において準用する第十八条第六項に規定する書類のほか、相手国の作成した特別輸入許可書を添えて送らなければならない。
 前項に規定する者は、特定地域を仕向地とする特定向精神薬の輸出に係る第一項又は前条第一項若しくは第二項の許可を受けた輸出の期間内に特定向精神薬を輸出しなかつたときは、その期間の満了後十日以内に、それぞれ第二項若

神薬の品名そ

しくは第三項又は前条第三項から第五項までに
おいて準用する第十九条に規定する書類のほか、相手国の作成した特別輸入許可書を厚生労
働大臣に返納しなければならない。

(輸出の届出等)

2 神薬の品名その他の厚生労働省令で定める事項を記載した輸出届出書(次項において単に「輸出届出書」という。)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

向精神薬輸出業者は、第二種向精神薬を輸出するとき(特定地域を仕向地として特定向精神薬を輸出する場合を除く。)は、第二種向精神薬に輸出届出書の副本を添えて送らなければならない。(製造等)

第五十条の十五 向精神薬製造製剤業者でなければ、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 向精神薬試験研究施設(その設置者が第五十条の五第一項の登録を受けているものに限る。次項において同じ。)において学術研究又は試験検査に從事する者が、学術研究又は試験検査のため製造し、製剤し、又は小分けする場合

二 その他厚生労働省令で定める場合

向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者でなければ、向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしてはならない。ただし、向精神薬試験研究施設において学術研究又は試験検査に從事する者が学術研究又は試験検査のため行う場合は、この限りでない。

(譲渡し等)

第五十条の十六 向精神薬営業者(向精神薬使用者を除く。)でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 病院等の開設者が、施用のため交付される向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

二 向精神薬試験研究施設設置者が、向精神薬を他の向精神薬試験研究施設設置者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

三 その他厚生労働省令で定める場合

- 2 向精神薬輸入業者、向精神薬製造剤業者及び向精神薬卸売業者は、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く。）病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の者に向精神薬を譲り渡してはならない。ただし、向精神薬製造剤業者及び向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。
- 3 向精神薬輸出業者は、向精神薬を輸出する場合を除くほか、向精神薬を譲り渡してはならない。ただし、向精神薬営業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。
- 4 向精神薬小売業者は、向精神薬処方箋を所持する者以外の者に向精神薬を譲り渡してはならない。ただし、向精神薬営業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。
- 5 向精神薬小売業者は、向精神薬を譲り渡してはならない。
- 第六十条の十七 向精神薬小売業者は、向精神薬処方箋を所持する者に向精神薬を譲り渡すときは、当該向精神薬処方箋により調剤された向精神薬以外の向精神薬を譲り渡してはならない。（準用）

第三節 取扱い

（容器及び被包の記載）

- 第五十条の十九 向精神薬営業者（向精神薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「（向）」の記号及び次に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）が記載されている向精神薬以外の向精神薬を譲り渡してはならない。ただし、その容器の面積が狭いため記載事項を明りよう記載することができない場合その他厚生労働省令で定める場合において、その容器又は容器の直接の被包に、厚生労働省令で定めるところにより、記載事項が簡略化されて記載されている向精神薬を譲り渡すときは、この限りでない。
- 一 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含量
- 二 その他厚生労働省令で定める事項

（向精神薬取扱責任者）

第五十条の二十 向精神薬営業者は、向精神薬営業所ごとに、向精神薬取扱責任者を置かなければならない。ただし、向精神薬営業者が、自ら

- 精神薬取扱責任者となつて管理する向精神薬営業所については、この限りでない。
- 2 営業所について、向精神薬取扱責任者は、当該向精神薬営業所において、その管理に係る向精神薬に関してもこの法律の規定又はこの法律に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の处分に違反する行為が行われないように、その向精神薬に関する業務に従事する者を監督しなければならない。
- 3 薬剤師その他向精神薬を取り扱うにつき必要な知識経験を有する者として政令で定める者でなければ、向精神薬取扱責任者となることができない。
- 4 向精神薬営業者は、向精神薬取扱責任者を置いたとき、又は自ら向精神薬取扱責任者となつたときは、三十日以内に、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者が向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしたものと/orの原料として使用した向精神薬の品名及び数量並びにその年月日
- 5 向精神薬営業者は、厚生労働大臣に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつては都道府県知事に、その向精神薬取扱責任者の氏名又は自ら向精神薬取扱責任者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。向精神薬取扱責任者を変更したときも、同様とする。（保管等）
- 第六十条の十八 第十九条の二の規定は向精神薬輸出業者について、第二十九条の二の規定は向精神薬に関する広告について準用する。この場合において、第十九条の二中「麻薬」とあるのは、「向精神薬」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第四節 業務に関する記録及び届出

（記録）

第五十条の二十三 向精神薬営業者（向精神薬小売業者を除く。）は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

（届出）

第五十条の二十四 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者及び向精神薬使用業者は、毎年二月末日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 1 一 前年中に輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化學変化物（向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者が向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしたものと/orの原料として使用した向精神薬の品名及び数量並びに前年の末に所有した第一種名及び数量並びに前年の末に所有した第一種名及び数量並びにその年月日
- 2 二 前年中に輸入し、輸出し、又は製造した向精神薬又は向精神薬化學変化物の品名、数量及び用途に掲げる事項を記録しなければならない。
- 3 三 薬（第三種向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日
- 4 四 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
- 5 五 向精神薬小売業者及び病院等の開設者は、次に掲げる事項を記録しなければならない。
- 第六十条の二十一 向精神薬取扱者は、向精神薬の濫用を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、その所有する向精神薬を保管し、若しくは廃棄し、又はその他必要な措置を講じなければならない。（事故の届出）
- 第六十条の二十二 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬につき、滅失、盜取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその向精神薬の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするため必要な事項を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者、向精神薬使用業者又は厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者に、次に掲げる事項を記録しなければならない。
- 第六十条の二十三 向精神薬の譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
- 第六十条の二十四 向精神薬取扱者は、前三項の規定による記録を、記録の日から二年間、向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設設置者において保存しなければならない。

（届出）

第五十条の二十四 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者及び向精神薬使用業者は、毎年二月末日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（届出）

第五十条の二十四 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者及び向精神薬使用業者は、毎年二月末日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 1 一 前年中に輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化學変化物（向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者が向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしたものと/orの原料として使用した向精神薬の品名及び数量並びに前年の末に所有した第一種名及び数量並びに前年の末に所有した第一種名及び数量並びにその年月日
- 2 二 前年中に輸入し、輸出し、又は製造した向精神薬又は向精神薬化學変化物の品名、数量及び用途に掲げる事項を記録しなければならない。
- 3 三 その他の厚生労働省令で定める事項
- 4 四 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめ、その年の四月三十日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 第五節 雜則
- （適用除外）
- 第五十条の二十五 別表第三第十二号に掲げる向精神薬であつて、濫用のおそれがなく、かつ、有害作用がないものとして厚生労働省令で定めるものについては、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。（薬局開設者等の特例）
- 第五十条の二十六 医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可（その更新を含む。）を受けた者（以下この条において「薬局開設者」という。）又は医薬品（医薬品医療機器等法第八十三条第一項に規定する医薬品を除く。以下この条において同じ。）の卸販売業の許可を受けた者は、この法律の規定（第五十条の四及び第五十条の二十第四項を除く。）の適用については、それぞれ第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業

者の免許を受けた者とみなす。ただし、当該薬局開設者又は医薬品の卸販売業の許可を受けた者が、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に別段の申出をしたときは、この限りでない。

前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効力を失つほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 医薬品医療機器等法第四条第四項又は第二十四条第二項の規定により医薬品医療機器等の効力が失われたとき。

二 医薬品医療機器等法第三十九条第一項（医薬品医療機器等法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出（廃止に係るものに限る。）があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、第三十九条第一項の規定による届出（廃止に係るものに限る。）があつたとき。

四 都道府県知事は、第一項ただし書の申出があつたとき、及び同項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許が、第五十一条第二項の規定により取り消されたとき（薬局又は医薬品の卸販売業の業務が引き続き行われているとき不限る。）は、その旨を公示するものとする。

第三章の二 麻薬向精神薬原料に関する届出等

（業務の届出）

第五十条の二十七 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者となる者と/orする者は、あらかじめ、麻薬等原料営業所（特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者となる者と/orする者）にあつては、当該業務を行う麻薬等原料営業所に限る。次条第一項及び第五十条

の三十四第二項において同じ。）ごとに、その者の氏名又は名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者については厚生労働大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者には都道府県知事に届け出なければならぬ。麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

第五十条の二十八 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、前条の規定による届出に係る麻薬等原料営業所における麻薬向精神薬原料（特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者にあっては、特定麻薬向精神薬原料に限る。第五十条の三十四第一項において同じ。）に関する業務を廃止したときは、三十日以内に、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原

料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者にあつては厚生労働大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

二 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料卸小売業者が死亡し、又は法人たる麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料卸小売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、三十日以内に、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者との都度次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該麻薬向精神薬原料が厚生労働省令で定める量以下である場合は、この限りでない。

一 輸入しようとする麻薬向精神薬原料の品名及び数量

二 輸出者の氏名又は名称及び住所

三 輸入の期間

（麻薬等原料輸入業者の輸入の届出）

第五十条の二十九 麻薬等原料輸入業者は、政令で定める麻薬向精神薬原料を輸入しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該麻薬向精神薬原料が厚生労働省令で定める量以下である場合は、この限りでない。

一 輸入しようとする麻薬向精神薬原料の品名

及び数量

二 輸入者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

（麻薬等原料輸出業者の輸出の届出）

第五十条の三十一 麻薬等原料輸入業者以外の者は、都道府県知事は、前二項の届出を受けたときは、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

二 輸入者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

（麻薬等原料輸入業者の輸出の届出）

第五十条の三十二 麻薬等原料輸出業者以外の者は、都道府県知事に届け出なければならない。

一 輸出しようとする麻薬向精神薬原料の品名

及び数量

二 輸出者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

（麻薬等原料輸出業者の輸入の届出）

第五十条の三十三 麻薬等原料営業者は、その所

有する麻薬向精神薬原料につき、盗取、所在不

明その他の事故が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその麻薬向精神薬原料の品名及び数量その他の事故の状況を明確にするために必要な事項を、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者には都道府県知事に届け出なければならない。

一 輸出しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量

二 輸出者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

（事故等の届出）

第五十条の三十五 第十九条の二の規定は、麻薬等原料輸出業者について準用する。この場合において、同条中「麻薬」とあるのは、「麻薬向精神薬原料」と読み替えるものとする。

（適用除外等）

第五十条の三十六 麻薬向精神薬原料のうち、そ

の組成、性状等に照らして麻薬又は向精神薬の

年法律第二百三十六号) 第七条の規定を準用する。

(麻薬取締官の職務執行の場所)

第五十五条 麻薬取締官は、別に法律の定めると

ころにより置かれる地方厚生局に属し、当該地

方厚生局の管轄区域内において、その職務を行

う。

2 麻薬取締官は、検査のため必要があるとき

は、その属する地方厚生局の管轄区域外におい

ても、その職務を行うことができる。

(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)

第五十六条 厚生労働大臣は、検査上特に必要が

あると認めるときは、都道府県知事に対し、特

定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を

麻薬取締官に協力させるべきことを求めること

ができる。この場合においては、当該麻薬取締

員は、検査に必要な範囲において、厚生労働大

臣の指揮監督を受けるものとする。

2 都道府県知事は、検査上特に必要があると認

めるときは、厚生労働大臣に対し、特定の事件

につき、当該都道府県の区域を管轄する地方厚

生局に属する麻薬取締官の協力を申請すること

ができる。この場合には、厚生労働大臣は、適当と認めるときは、当該麻薬取締官を協

力させるものとする。

(麻薬取締員と都道府県の区域)

第五十七条 麻薬取締員は、前条に規定する場合

のほか、検査のため必要がある場合において、

厚生労働大臣の許可を受けたときは、当該都道

府県の区域外においても、その職務を行うこと

ができる。

(麻薬取締員及び麻薬取締員の麻薬の譲受)

第五十八条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬

に関する犯罪の検査にあたり、厚生労働大臣の

許可を受けて、この法律の規定にかかるわらず、

何人からも麻薬を譲り受けることができる。

第五章 麻薬中毒者に対する措置等
(医師の届出等)

第五十九条 医師は、診察の結果受診者が麻

薬中毒者であると診断したときは、すみやか

に、その者の氏名、住所、年齢、性別その他厚

生労働省令で定める事項をその者の居住地(居

住地がないか、又は居住地が明らかでない者に

ついては、現在地とする。以下この章において

同じくの都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(麻薬取締官等の通報)

第五十八条の三 麻薬取締官、麻薬取締員、警察

官及び海上保安官は、麻薬中毒者はその疑い

のある者を発見したときは、すみやかに、その者を

の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を

麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由

をその者の居住地の都道府県知事に通報しなけ

ればならない。

(検察官の通報)

第五十八条の四 検察官は、麻薬中毒者若しくは

その疑いのある被疑者について不起訴処分をし

たとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いがあ

る被告人について裁判(拘禁刑を言い渡し、そ

の刑の全部の執行猶予を言渡しせず、又は拘

留の刑を言い渡す裁判を除く。)が確定したと

きは、速やかに、その者の氏名、住所、年齢及

び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑い

のある者と認めた理由をその者の居住地の都道

府県知事に通報しなければならない。

(矯正施設の長の通報)

第五十八条の五 矯正施設(刑事施設、少年院及

び少年鑑別所をいう。)の長は、麻薬中毒者又

はその疑いのある収容者を釈放するときは、あ

らかじめ、その者の氏名、帰住地、年齢及び性

別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並び

にその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と

認めた理由をその者の帰住地(帰住地がない

か、又は帰住地が明らかでない者については、

当該矯正施設の所在地とする。)の都道府県知

事に通報しなければならない。

(麻薬中毒者等の診察)

第五十八条の六 都道府県知事は、麻薬中毒者又

はその疑いのある者について必要があると認め

ときは、その指定する精神保健指定医をして

て、その者を診察させることができる。

(入院措置)

第五十八条の八 都道府県知事は、第五十八条の

六第一項の規定による精神保健指定医の診察の

結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、

その者の症状、性行及び環境に照らしてその者

を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬

又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと

認めたときは、その者を厚生労働省令で定める

病院(以下「麻薬中毒者医療施設」という。)

に入院させて必要な医療を行うことができる。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規

定による入院措置を必要とするかどうかを診断

し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と

認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条

第六項の規定による入院期間の決定が行われる

までの入院期間として、三十日を超えない範囲

内で期間を定めなければならない。

2 精神保健指定医は、第一項の規定により診察

を行うため必要があるときは、当該受診者に対

して、診察を行おうとする場所に出頭を求める

い。

3 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合に

おいて、当該措置入院者につき入院を継続する

又は必要な限度において、診察を行う場所にとどまるなどを求めることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定により診察を行

う場合には、当該職員を立ち会わせなければなら

ばならない。

5 精神保健指定医及び当該職員は、第一項及び前項の職務を行うため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができ

なければならない。

6 第五十一条の三十八第三項及び第四項の規定

は、前項の立入りについて準用する。

7 精神保健指定医は、第一項の規定による診察

を行う場合には、受診者の名誉を害しないよう

に注意し、かつ、受診者に対して、第二項に規

定する事項に関し意見述べる機会を与えるべき

日を都道府県

知事に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項の規定による診察の

結果、当該受診者が麻薬中毒者であると診断さ

れたときは、すみやかに厚生労働大臣に報告し

なければならない。

(精神保健指定医の職務)

第五十八条の七 精神保健指定医は、精神保健及

び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年

法律第二百二十三号)第十九条の四に規定する職

務を行うほか、公務員として、都道府県知事が

指定した前条に規定する職務を行うものとす

る。

(入院措置)

第五十八条の八 都道府県知事は、第五十八条の

六第一項の規定による精神保健指定医の診察の

結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、

その者の症状、性行及び環境に照らしてその者

を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬

又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと

認めたときは、その者を厚生労働省令で定める

病院(以下「麻薬中毒者医療施設」という。)

に入院させて必要な医療を行うことができる。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規

定による入院措置を必要とするかどうかを診断

し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と

認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条

第六項の規定による入院期間の決定が行われる

までの入院期間として、三十日を超えない範囲

内で期間を定めなければならない。

2 精神保健指定医は、第一項の規定により診察

を行うため必要があるときは、当該受診者に対

して、診察を行おうとする場所に出頭を求める

い。

3 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合に

おいて、当該措置入院者につき入院を継続する

場合を都道府県知事に通知しなければなら

なければならない。

4 麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規

定による入院措置を必要とするかどうかを診断

し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と

認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条

第六項の規定による入院期間の決定が行われる

までの入院期間として、三十日を超えない範囲

内で期間を定めなければならない。

2 精神保健指定医は、第一項の規定により診察

を行うため必要があるときは、当該受診者に対

して、診察を行おうとする場所に出頭を求める

い。

必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を麻薬中毒審査会に通知し、その適否に関する審査を求めなければならない。

4 麻薬中毒審査会は、前項の規定により審査を

求められたときは、速やかに、当該事項の適否を審査し、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

5 麻薬中毒審査会が、前項の規定により審査を

求められたときは、速やかに、当該事項の適否を

認められたときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により審査を

求められたときは、速やかに、当該事項の適否を

認められたときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

7 麻薬中毒審査会は、前項の規定により審査を

求められたときは、速やかに、当該事項の適否を

認められたときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定による入院期

間は、当該措置入院者の入院の日から六月をこ

えない範囲内で、毎回二月を限度として延長す

ることができる。

(入院期間の延長)

第五十八条の九 前条第六項の規定による入院期

間は、当該措置入院者の入院の日から六月をこ

えない範囲内で、毎回二月を限度として延長す

ることができる。

(入院期間の延長について準用する)

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の

規定による入院期間の延長について準用する。

(行動の制限)

麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規

定による入院措置を必要とするかどうかを診断

し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と

認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条

第六項の規定による入院期間の決定が行われる

までの入院期間として、三十日を超えない範囲

内で期間を定めなければならない。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規

定による入院措置を必要とするかどうかを診断

し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と

認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条

第六項の規定による入院期間の決定が行われる

までの入院期間として、三十日を超えない範囲

内で期間を定めなければならない。

必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を麻薬中毒審査会に通知し、その適否に関する審査を求めなければならない。

4 麻薬中毒審査会は、前項の規定により審査を

求められたときは、速やかに、当該事項の適否を

認められたときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

5 麻薬中毒審査会が、前項の規定により審査を

求められたときは、速やかに、当該事項の適否を

認められたときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

5

厚生労働大臣は、外国政府から麻薬又は向精神薬に関する犯罪鑑識の用に供する麻薬又は向精神薬を輸入したい旨の要請があつたときは、この法律の規定にかかわらず、第一項の規定により輸入し、製造し、若しくは譲り受けた麻薬若しくは向精神薬又は法令の規定により国庫に帰属した麻薬若しくは向精神薬を、当該外国政府に輸出することができる。

(証紙の代価)
第六十一条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、第三十条第一項に規定する証紙の交付を申請するときは、実費を勘索して厚生労働省令で定める額の代価を国庫に納めなければならない。

第六十二条 同一人が二以上の資格を有する場合の取扱い
同一人が二以上の麻薬営業者若しくは大麻草栽培者の免許を有する場合又は麻薬営業者若しくは大麻草栽培者が同一人が二以上の資格を有する場合の取扱い

業者若しくは大麻草栽培者が同時に麻薬説明施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格

ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を設置する場合又は麻薬診療

施設の開設者が麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

する場合又は向精神薬営業者が同時に病院等の開設者若しくは向精神薬試験研究施設設置者を兼ねる場合には、この法律中向精神薬の譲渡について規定の適用については、その資格等に

に間て不規定の適用について、その資料によれば、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の病院等を開設し、若しくは二以上の向精神薬試験研究施設を設置する場合又は病院等の開

設者が向精神薬試験研究施設を設置する場合も、同様とする。

第六十二条の二 第二十四条第十二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十九条、第三十五条、

第三十六条第一項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条から第四十九条まで、第五十条の二、第五十一条の二十四第二項及び第三項、第五十二条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第二項、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条の六第一項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第

一項、同条第二項から第六項まで（これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条の十一、第五十八条の十二並びに第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方政府法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第六十二条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。

（経過措置）

第六十二条の四 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。（実施命令）

第六十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（第七章 罰則）

第六十四条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期拘禁刑に処する。

（2）當利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の拘禁刑に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の拘禁刑及び千円以下の罰金に処する。

（3）前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の二 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

（2）當利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百円以下の罰金に処する。

前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の三 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

3 営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

前二項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは日本国外へ輸出、又は製造した者（第六、

くは外国から輸出する又は製造した者（第六十九条第一号から第三号までに規定する違反行為をした者を除く。）

2 嘗利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び

五百万元以下の罰金に処する。
前二項の未遂罪は、罰する。

2 禁刑に処する。

第三百六十九条の二 第二十七条第二項又は第三項が処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

第二十九条の二 第二十九条第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以

下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。
3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の三 向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした者（第七十条第十五号又は第十六号に規定する違反行為をした者を除く。）は、五年以下の拘禁刑に処する。

第六十六条の四 向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者（第七十条第十七号又は第七十二条第六号に規定する違反行為をした者を除く。）は、三年以下の拘禁刑に処する。

第二 常利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑に処し、又は情状により五年以下の拘禁刑及び百万円以下の罰金に処する。

第三 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十七条 第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第六十八条 情を知つて、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（麻薬原料植物の種子を含む。）（第六十九条の四において「資金等」という。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第六十九条 第六十四条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の罪に当たる麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸入したとき。

二 第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸出したとき。

三 第二十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬又は家庭麻薬を製造したとき。

四 第二十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を製剤し、又は小分けしたとき。

五 第二十五条の二の規定に違反したとき。

七 第五十二条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

第六十九条の二 第六十六条の三第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下拘禁刑に処する。

第六十九条の三 第六十四条から第六十七条规定による前条の罪に係る麻薬又は向精神薬で、犯人が所持し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

第六十九条の四 情を知つて、第六十六条の三第十六条の二の罪を除く。の実行に關し、麻薬又は向精神薬の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第六十九条の四 情を知つて、第六十六条の三第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金等を提供し、又は運搬した者は、二年以下の拘禁刑に処する。

第六十九条の五 第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる向精神薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、一年以下の拘禁刑に処する。

第六十九条の六 第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる向精神薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、一年以下の拘禁刑に処する。

第六十九条の六 第六十六条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の一、第六十九条の四及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

九 第三十二条第三項、第三十三条又は第三十一条の規定に違反したとき。

十 第三十五条第一項若しくは第二項又は第三十六条第一項若しくは第三項（これららの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出に当たり、虚偽の届出をしたとき。

十一 第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十二 第三十七条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第三項又は第四十条第三項の規定に違反して、帳簿の記載をしなかつたとき。

十三 第四十二条第一項の規定による診療録又は診療簿の記載に当たり、虚偽の記載をしたとき。

十四 麻薬処方箋を偽造し、又は変造したとき。

十五 第五十条の九第一項又は第二項の規定に違反して、許可を受けないで向精神薬を輸入したとき。

十六 第五十条の十二第一項若しくは第二項又は第五十条の十三第一項の規定に違反して、許可を受けないで向精神薬を輸出したとき。

十七 第五十条の十七の規定に違反したとき。

十八 第五十条の十八において準用する第二十九条の二の規定に違反したとき。

十九 第五十条の三十九から第五十条の四十一までの規定による命令に違反したとき。

二十 第五十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

二十一 第五十八条の十九の規定に違反したとき。

二十二 第五十八条の二の規定に違反したとき。

二十三 第五十八条の三の規定による処方箋の記載に当たり、虚偽の記載をしたとき。

二十四 第二十七条第六項の規定による处方箋の記載に当たり、虚偽の記載をしたとき。

二十五 第二十九条の規定に違反して麻薬を廃棄したとき。

二十六 第二十九条第一項の規定に違反したとき。

二十七 第二十九条第一項の規定による譲受証の交付を受けないで、又はこれと引き換えないで麻薬を交付したとき。

二十八 第三十二条第一項の規定による譲受証若しくは譲渡証に虚偽の記載をし、又は同条第三項に規定する電磁的記録に虚偽の記録をしたとき。

二十九 第三十二条第一項の規定による譲受証若しくは譲渡証に虚偽の記載をし、又は同条第三項に規定する電磁的記録に虚偽の記録をしたとき。

三十 第三十二条第一項の規定による譲受証若しくは譲渡証に虚偽の記載をし、又は同条第三項に規定する電磁的記録に虚偽の記録をしたとき。

三十一 第三十二条第一項の規定による譲受証若しくは譲渡証に虚偽の記載をし、又は同条第三項に規定する電磁的記録に虚偽の記録をしたとき。

二 第四十二条から第四十五条まで、第四十六条第一項又は第四十七条から第四十九条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第五十条の二十九から第五十条の三十二までの規定による届出に当たり、虚偽の届出をしたとき。

四 第五十条の二十九の規定に違反したとき。

五 第五十条の四又は第五十条の七において準用する第四条第三項の規定に違反したとき。

六 第五十条の十九の規定に違反したとき。

七 第五十条の二十二第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

九 第五十条の二十三第一項から第三項までの二の規定に違反したとき。

十 第五十条の二十九の規定による届出をせざり、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十一 第五十条の三十八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十二 第五十条の三十九第二項の規定による届出をせざり、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十三 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十四 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十五 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十六 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十八 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十一 第五十条の三十九第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二二 第五十条の二十四第一項又は第二項の規定第一条又は第四十七条から第四十九条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二三 第五十条の二十九から第五十条の三十二までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二四 第五十条の二十九の規定に違反したとき。

二五 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二六 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の記録をしたとき。

二七 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二八 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

二九 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三〇 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三一 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三二 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三三 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三四 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三五 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三六 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三七 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三八 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

三九 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

四十 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

四一 第五十条の三十九第二項の規定に違反して、記録をしたとき。

附 則

抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（麻薬取締法の廃止）

号。以下「旧法」という。は、廃止する。

(経過規定)

3 旧法に基いて厚生大臣のした免許、許可その他行為で、この法律に各相当する規定のあるものは、それぞれこの法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事のしたものとみなす。

4 旧法に基いて交付された麻薬取扱者の免許証は、この法律に基いて交付されたものとみなす。

5 旧法第二十九条第一項の規定に基き発行された証紙及び同条同項の規定により施された封は、それぞれこの法律第三十条第一項の規定に基き発行され、及び同条同項の規定により施されたものとみなす。

6 旧法第十三条第一項の規定により交付された譲受証及び譲渡証は、それぞれこの法律第三十二条第一項の規定により交付されたものとみなす。

7 この法律の施行の際、現に二人以上の麻薬使用者が診療に従事する家畜診療施設の開設者については、この法律の施行後三月間は、第三十三条第一項の規定を適用しない。

8 前項の開設者が自ら麻薬管理業者となり、又は麻薬管理業者一人を置くまでの間は、同項の家畜診療施設で診療に従事する麻薬使用業者は、当該施設において自分が施用し、又は施用のため交付する麻薬をそれぞれ管理しなければならず、且つ、その管理する麻薬以外の麻薬を当該施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

9 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

10 この法律の施行の際、現に旧法第十四条第三項の規定により保存されている帳簿は、この法律第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の帳簿とみなす。

11 この法律の施行の際、現に前項の帳簿を保存している麻薬使用者若しくは麻薬管理業者又は麻薬研究者は、すみやかにその帳簿を、当該麻薬治療施設の開設者又は当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

12 前項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事故即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分

8 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄
（施行期日）
附 則（昭和二九年四月二二日法律第七

16 この法律の施行前にした違反行為（旧法による麻薬でこの法律により麻薬及び家庭麻薬のいずれにもされないもの並びに旧法による家庭麻薬に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 この法律の施行の際、現に旧法第五十二条の二の規定により都道府県に駐在する麻薬取締官である職員が引き続き都道府県の麻薬取締員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除き、その職員が引き続き麻薬取締に関する事務に従事する間に限り、同条の規定を準用する。

18 国の所有に属する動産で、都道府県に駐在する麻薬取締官が、この法律の施行の際にその事務の用に供しているものは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第三条の規定にかかわらず、当該都道府県に譲与することができる。この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。（昭和六十年度から昭和六十三年度までの特例）

20 第五十九条の二の規定の昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

14 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 第七十四条の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。

16 この法律の施行前にした違反行為（旧法による麻薬でこの法律により麻薬及び家庭麻薬のいずれにもされないもの並びに旧法による家庭麻薬に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 この法律の施行の際、現に旧法第五十二条の二の規定により都道府県に駐在する麻薬取締官である職員が引き続き都道府県の麻薬取締員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除き、その職員が引き続き麻薬取締に関する事務に従事する間に限り、同条の規定を準用する。

18 国の所有に属する動産で、都道府県に駐在する麻薬取締官が、この法律の施行の際にその事務の用に供しているものは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第三条の規定にかかわらず、当該都道府県に譲与することができる。この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。（昭和六十年度から昭和六十三年度までの特例）

20 第五十九条の二の規定の昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

1 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄
（施行期日）

の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条
第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十
条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行す
る。

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五
五号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年五月一九日法律第四
五号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第
十一条第一項の改正規定、第二条、第五条及び
第六条の規定、第十九条中特許法第百七条第一
項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十二
条第一項の改正規定、第二十一中意匠法第四
十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二
条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規
定、第二十九条中通訳案内業法第五条第二項の
改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六
年六月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第
八三号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号
に定める日から施行する。

一 第十三条、第十五条、第十七条及び第十八
条の規定並びに第二十四条の規定（麻薬取締
法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附
則第三条及び第十五条の規定 昭和五十九年
一月一日

二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第
二十三条の規定、第二十四条中麻薬取締法第
二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七
条及び第五十四条から第五十六条までの規定
並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第
二十条の規定 昭和五十九年四月一日
(その他)の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第
十六条において同じ。）の施行前に改正前のそ
れぞれの法律の規定によりされた許可等の処分
その他の行為（以下この条において「处分等の
行為」という。）又はこの法律の施行の際に現
改正前のそれぞれの法律の規定によりされてい

る許可等の申請その他の行為（以下この条における「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則
第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条
又は第十条の規定により従前の例によることと
される場合における第七十七条、第二十二条、
三十六条规定、第三十七条规定又は第三十九条の規定の
施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

（昭和五九年五月一日法律第二三二号）
抄
附
則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三
七号）抄

（施行期日等）
十七号 指

この法律は公布の日から施行する
附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九

(施行期日) ○号抄
第一条 二つの法律は、公布の日から施行する。

第一号 附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）

1
この法律は、公布の日から施行する。
抄

2 この法律(第十一
条、第十二条及び第三十四
条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和

六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和

六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十

一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年

度。(以下この項において同じ。)の予算に係る
国(該当国の負担に係る都道府県又は市
町村の負担を含む。以下この項において同じ。)
又は補助(昭和六十年度以前の年度における事

務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例度（昭和六十一年度及び昭和六十三年度の特例度）に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される事務又は事業の実施により昭和六十四年六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年九月二六日法律第二二二号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成元年四月一〇日法律第九八号）抄
(施行期日)

第三条 この法律は、公布の日から施行する。
第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又

は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例による。

附 則 (平成二年六月一九日法律第三三号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中麻薬取締法第二章の次に一章を加える改正規定（第五十条の二十六第一項ただし書に係る部分に限る。）及び附則第三条第一項ただし書の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（以下「新法」といふ。）第一至第六号に規定する可精用物

法」といひ、「第二条第六号は規定する向精神薬（以下単に「向精神薬」という。）の輸入、輸出、製造（向精神薬の精製及び向精神薬に化

学的変化を加えて他の向精神薬にすることを含む。以下同じ。）、製剤（向精神薬に化学的変化

を加えないで他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。若しくは小分け（他人から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収め

薬以外の物にすることを業としている者は、この法律の施行の日から三月間は、新法第五十条第一項の免許を受けないで、その業を営むことを

第一項の免許を受けた後、その業を営むことができる。その者がその期間内に同項の免許を申請した場合において、その申請について免許

をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後免許をしない旨の通知を受

2 ける日までの間も、同様とする。

新法第五十条の五第一項の登録を受けないで、
設置者は、この法律の施行の日から三月間は、

その施設を運営することができる。その者がその期間内に同項の登録を申請をした場合において、その申請について登録をする旨の通知を受

て、その旨記載して登録をうる旨の通知を送りける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、

第三条 同様とする。

設の許可を受けている者（以下この条において「薬局開設者」という。）又は医薬品（薬事法第八十三条に規定する医薬品を除く。以下この条において同じ。）の一般販売業の許可を受けている者は、新法の規定（新法第五十条の四及び第五十条の二十第四項を除く。）の適用については、それぞれ新法第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなす。ただし、その者が、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、新法第五十条の三の規定により効力を失うほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 薬事法第四条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。

二 薬事法第十条（同法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出（廃止に係るものに限る。）があつたとき。

三 薬事法第七十五条第一項の規定により、同法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可が取り消されたとき。

第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法第七条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第七条第三項に規定する一般販売業の管理者は、新法第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

都道府県知事は、第一項ただし書の申出があつたとき、及び同項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許が、新法第五十一条第二項の規定により取り消されたとき（薬局又は医薬品の一般販売業の業務が引き続き行われるときを除く。）は、その旨を公示するものとする。

この法律の施行の際現に存する向精神薬を使用される容器又は被包が、この法律の施行の日

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）
2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（以下「新法」という。）第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料の輸入若しくは輸出を業としている者は又はこの法律の施行の際現に同条第四十号に規定する特定麻薬向精神薬原料の製造（精製及び特定麻薬向精神薬原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の特定麻薬向精神薬原料にすることを含む。ただし、調剤を除く。）、小分け（他人から譲り受けた特定麻薬向精神薬原料を分割して容器に収めることをいう。）若しくは譲渡しを業としている者について新法第五十条の二十七の規定を適用する場合においては、同条中「あらかじめ」とあるのは、「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成三年法律第九十三号）」の施行の日から起算して一年以内に」とする。
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成四年五月二十日法律第四五
号）抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年五月二十日法律第四六
号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、獸医師法の一部を改正する法律（平成四年法律第四十五号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八
九号）抄
(施行期日)

<p>第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則（平成六年一月一日法律第九七号）抄</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 略</p>
<p>二 第八条及び第九条並びに附則第七条第二項及び第八条の規定 平成七年七月一日（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）</p>
<p>三 第八条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定による平成七年七月から十二月までの期間に係る許可の申請は、第八条の規定の施行前ににおいても行なうことができる。</p>
<p>平成七年四月から六月までの期間に係る麻薬及び向精神薬取締法第四十二条から第四十五条までの期間に係る届出については、第八条の規定による改正後のこれら規定期間にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>（罰則に關する経過措置）</p>
<p>第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十二条、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後につた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>（政令への委任）</p>
<p>第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>

附 則		(平成七年五月一九日法律第九四 第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。
附 則		(施行期日)
(五号) 抄		（五号） 抄
(施行期日)		（施行期日）
（二）この法律は、公布の日から施行する。 （麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）		（二）この法律は、公布の日から施行する。 （麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）
（七号） 抄		（七号） 抄
(施行期日)		(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五百条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分）		一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五百条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分）
（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日		（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）		（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののはか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他の公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)

他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第六条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三号)抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日
二 第二条の規定、第四条(覚せい剤取締法第九条第一項第一号の改正規定に限る)の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十一条及び第二十条の規定 附則第二十二条の規定

二 第二条の規定、第四条(覚せい剤取締法第九条第一項第一号の改正規定に限る)の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十一条及び第二十条の規定 附則第二十二条の規定

二 第二条及び第四条並びに附則第四条、第五条第二項及び第十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（处分等の効力） この法律(附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律(以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、この法律の規定によつてしたものとみなす。

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘案する。(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘案する。

し、必要があると認めるときは、改正後の各法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

附 則 (令和四年五月二十五日法律第五二号)抄

第一条 (施行期日) この附則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第三条、第五条及び第三十一条及び以降の規定 公布の日
二 第二条の規定、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第五百九条の規定 公布の日

（施行期日） この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任） この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

第一条 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第六条及び第一十九条の規定 公布の日

（施行期日） この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第六条及び第一十九条の規定 公布の日

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則（令和五年二月二五日法律第五二号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第三条、第五条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附 則 (令和四年五月二十五日法律第五二号)抄

第一条 (施行期日) この附則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第三条、第五条及び第三十一条の規定 公布の日
二 第二条の規定、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第六条及び第一十九条の規定 公布の日

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則（令和五年二月二五日法律第五二号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第三条、第五条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

ン酸エチルエステル(別名アニレリジン)及びその塩類

六 N-アリルノルモルヒネ(別名ナロルフィン)、そのエステル及びこれらの塩類

七 三-アリル-1-メチル-4-フェニル-(プロピオニルオキシ)ペペリジン(別名アリルプロジン)及びその塩類

八 エクゴニン及びその塩類

九 三-(N-エチル-N-メチルアミノ)-1-エチル-4-フェニル-(プロピオニルオキシ)ペペリジン(別名エチルメチルチアンブテン)及びその塩類

十 2-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(アルファアメブロジン)及びその塩類

十一 2-エチル-1-メチル-4-(ブロピオニルオキシ)ペペリジン(別名アルファアメブロジン)及びその塩類

十二 2-(ブロピオニルオキシ)-1-(ジエチアルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール(別名クロニタゼン)及びその塩類

十三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類

十四 コカ葉

十五 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類

十六 ジアセチルモルヒネ(別名ヘロイン)その他モルヒネのエステル及びその塩類

十七 1-(3-シアノ-2-ジフェニルプロピル)-4-フエニルボル酸エチルエステル(別名メサドン中間体)及びその塩類

十八 四-シアノ-1-ジメチルアミノ-4-ジフェニルブタノン(別名ペジン中間体A)及びその塩類

十九 四-エトキシベンジル-1-メチル-4-フェニルペペリジン(別名エトニタゼン)及びその塩類

二十 1-(ジエチルアミノ)-エチル-1-

(四-エトキシベンジル)-1-メチル-4-フェニルペペリジン(別名エトニタゼン)及びその塩類

二十一 3-ジエチルアミノ-1-

(四-エトキシベンジル)-1-メチル-4-フェニルペペリジン(別名エトニタゼン)及びその塩類

二十二 3-ジエチルアミノ-1-

(四-エトキシベンジル)-1-メチル-4-フェニルペペリジン(別名エトニタゼン)及びその塩類

二十三 3-ジエチルアミノ-1-

(四-エトキシベンジル)-1-メチル-4-フェニルペペリジン(別名エトニタゼン)及びその塩類

二十四 3-ジエチルアミノ-1-

(四-エトキシベンジル)-1-メチル-4-フェニルペペリジン(別名エトニタゼン)及びその塩類

二十五 3-ジエチルアミノ-1-

(四-エトキシベンジル)-1-メチル-4-フェニルペペリジン(別名エトニタゼン)及びその塩類

二十二 ジヒドロコディノン（別名ヒドロコドン）、そのエステル及びこれらの塩類

二十三 ジヒドロコディン、そのエステル及びこれらの塩類

これらの塩類

二十四 ジヒドロデオキシモルヒネ（別名デソモルヒネ）、そのエステル及びこれらの塩類

二十五 ジヒドロキシコディノン（別名デソオキシコドン）、そのエステル及びこれらの塩類

二十六 ジヒドロヒドロキシモルヒノン（別名オキシモルフォン）及びその塩類

二十七 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

これらの塩類

二十八 ジヒドロモルヒノン（別名ヒドロモルフォン）、そのエステル及びこれらの塩類

二十九 四・四一ジフェニル一六一ペリジノン（別名ジビバノン）及びその塩類

三十一 三一ジメチルアミノ一・一ジトキシ一・一ジフェニルアセテート（別名ジメチルチアンブテン）及びその塩類

三十二 六一ジメチルアミノ一四・四一ジフェニル一三一ヘプタノール（別名ノルメサドン）及びその塩類

三十四 二六一ジメチルアミノ一四・四一ジフェニル一三一ヘプタノール（別名アルファメタドール）及びその塩類

三十五 ハ一六一ジメチルアミノ一四・四一ジフェニル一三一ヘプタノール（別名ベータメタドール）及びその塩類

三十六 六一ジメチルアミノ一四・四一ジフェニル一三一ヘプタノール（別名メサドン）及びその塩類

三十七 四一ジメチルアミノ一三一メチル一イソメサドン）及びその塩類

三十八 六一ジメチルアミノ一五一メチル一イソメサドン）及びその塩類

四・四一ジフェニル一三一ヘキサノン（別名イシ）ブタン（別名プロボキシフェン）及びその塩類

五十六 三一ヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

五十七 四一フエニル一（二十一（テトラヒドロフルフリルオキシ）エチル）ピペリジン、一四カルボン酸エチルエステル（別名フレチジン）及びその塩類

五十八 四一フエニルビペリジン、一四カルボン酸エチルエステル（別名ピミノジン）B）及びその塩類

五十九 四一フエニル一一（三一フエニルアルミノプロピル）ピペリジン、一四カルボン酸エチルエステル（別名ピミノジン）及びその塩類

六十 一・二・三・四・五・六一ヘキサヒドロ一八ヒドロキシ一六・十一ジメチル一三一フエネチル一二・六一メタノノ一三一ベンザゾシン（別名フェナゾシン）及びその塩類

六十一 一・二・三・四・五・六一ヘキサヒドロ一八ヒドロキシ一三・六・十一トリメチル一一二・六一メタノノ一三一ベンザゾシン（別名メタゾシン）及びその塩類

六十二 一・二・三一（ベンジルオキシ）エチル一一（四一フエニルビペリジン、一四カルボン酸エチルエステル（別名ベンゼチジン）及びその塩類

六十三 六一メチルジヒドロモルヒネ（別名メチルジヒドロモルヒネ）及びその塩類

六十四 メチルジヒドロモルヒノン（別名メトポン）、そのエステル及びこれらの塩類

六十五 六一メチル一六十六 N一（一メチル一一（ピペリジノエチル）プロピオンアニリド（別名フェナンプロミド）及びその塩類

六十七 一メチル一四一カルボン酸エステル及びその塩類

六十八 N一（二一（メチルフェネチルアミノ）プロピル）プロピオンアニリド（別名ジアンプロミド）及びその塩類

六十九 （二三一メチル一四一カルボリノ一二・二一ジフェニル）ブチリルピロリジン及びその塩類

七十一 三一メトキシ—N—メチルモルヒナン
(右旋性のものを除く。) 及びその塩類

七十二 モルヒネ及びその塩類

七十三 モルヒネ—N—オキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体

七十四 一—(二—モルフオリノエチル)—四—フェニルビペリジン—四—カルボン酸エチルエステル(別名モルフェリジン) 及びその塩類

七十五 六—モルフオリノ—四—四—ジフェニル—三—ヘプタノン(別名フェナドキソン) 及びその塩類

七十六 四—モルフオリノ—二—二—ジフェニル酷酸エチルエステル(別名ジオキサフェニルブチレート) 及びその塩類

七十七 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ 同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

七十八 前各号に掲げる物又は大麻のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であつて、これら以外の前各号に掲げる物又は大麻を含有しないもの

ロ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第四十二号に掲げる物(大麻草としての形状を有しないものに限る。)を含有する物であつて、前各号(同号を除く。)に掲げる物又は大麻を含有しないもの

ハ 第四十二号又は第四十三号に掲げる物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び前各号に掲げる物又は大麻を人為的に含有させたものを除く。)

二 麻薬原料植物又は大麻草以外の植物(その一部分を含む。)

三 パパヴァエル・ブラクテアツム・リンドル
(和名ハカマオニゲシ)
四 その他政令で定める植物

別表第三（第二条関係）

一 五一エチル-五-フエニルバルビツール酸
(別名フェノバルビタール) 及びその塩類

二 五-エチル-五-(一-メチルブチル) バルビツール酸 (別名ペントバルビタール) 及びその塩類

三 七-クロロ-一-三-七-十-b-テトラヒドロ-二-メチル-十一-b-フェニルオキサゾロ(三-二-d)(一-四)ベンゾジアゼビン-六(五H)-オン (別名オキサゾラム) 及びその塩類

四 十-クロロ-二-三-七-十-b-テトラヒドロ-二-メチル-十一-b-フェニルオキサゾロ(三-二-d)(一-四)ベンゾジアゼビン-六(五H)-オン (別名ジアゼパム) 及びその塩類

五 五-(二-クロロフェニル)-七-エチル-一-三-ジヒドロ-一-メチル-二H-チエノ-(二-三-e)-一-四-ジアゼビン-二-オン (別名クロチアゼパム) 及びその塩類

六 七-クロロ-二-メチルアミノ-五-フルビタール 及びその塩類

八 一-三-ジヒドロ-七-ニトロ-五-フルニル-二H-一-四-ベンゾジアゼビン-二-オン (別名ニトラゼバム) 及びその塩類

九 二-フエニル-二-(一-ビペリジル) 酢酸メチルエスティル (別名メチルフェニデート) 及びその塩類

十 一-二-三-四-五-六-ヘキサヒドロ-六-十一-ジメチル-三-(三-メチル-二-ブテニル)-二-六-メタノ-三-ベンザシン-八-オール (別名ペントゾシン) 及びその塩類

十一 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

十二 前各号に掲げる物のいづれかを含有する物

二 アントラニル酸及びその塩類
エチルエーテル
エルゴタミン及びその塩類
エルゴメトリン及びその塩類
ピペリジン及びその塩類

三 無水酢酸

四 リゼルギン酸及びその塩類
リゼルギン酸及びその塩類

五 前各号に掲げる物のほか、麻薬又は向精神薬の原材料となる物であつて政令で定めるもの

六 前各号に掲げる物のいづれかを含有する物

七 前各号に掲げる物のいづれかを含有する物

八 前各号に掲げる物のほか、麻薬又は向精神薬の原材料となる物であつて政令で定めるもの

九 前各号に掲げる物のほか、麻薬又は向精神薬の原材料となる物であつて政令で定めるもの

十 前各号に掲げる物のいづれかを含有する物